

「導水路はいらない！ 愛知の会」ミニ通信

No.23 (2017. 7. 22)

暑中お見舞い申し上げます。

民主党政権で検証対象 84 ダムのうち、直轄ダム・水資源機構ダムでは「導水路」だけが、唯一検討扱いとして残っていますが、「導水路」裁判は昨年 5 月の最高裁決定(住民敗訴)で終了しました。

当会では、導水路住民訴訟がどういうものであったのかを多くの人に知っていただくため、「裁判報告書」を刊行しました。

7年間の裁判に於ける原告・住民側、並びに被告・愛知県知事らの主張と立証のポイントをていねいに記述し、導水路がいかにもムダな事業であるかを理解していただけるようにまとめました。

導水路の問題は、我が国の公共事業問題全体に共通しているところが多々あり、後世の人々に何としても伝えたいと考えます。

導水路はいらない!愛知の会「裁判報告書」発行記念総会

◇と き 9月9日(土) 13時30分-16時30分

◇ところ 東別院会館 2F・210 椿(定員 72名)

(地下鉄東別院駅下車 4 番出口から西へ徒歩 3 分)

◇第一部(2017 年度総会)

◇第二部(講演会) * 「水は賢く大切に使う時代が来た!

愛知県の新たな水需要プラン)

・講師:富樫幸一 岐阜大学教授

* 「水道事業の危機はなせ起きたか」

・講師:近藤 夏樹 名水労委員長